

厚生労働省は令和5年度の労働基準監督の指導について、過労死ラインを超える長時間労働が疑われるすべての事業場に監督指導を実施する方針であることを示しました。また、過重労働による労災請求があった事業場も指導の対象となります。今回は、過労死ラインについて、また令和3年度「過労死等の労災補償状況」を見ていきます。

#### 【過労死ラインとは】

過労死ラインとは、病気や死亡、自殺に至るリスクが長時間労働に起因するものだと認定する基準のことをいい、「発症前1ヵ月間におおむね100時間」あるいは「発症前2～6ヵ月間にわたっておおむね80時間」を超える時間外労働があることを指します（週40時間を超える時間外・休日労働がおおむね月45時間を超えて長くなるほど業務性起因が強まります）。厚生労働省は、毎年11月に過労死等防止啓発月間を定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っております。

#### 【令和3年度「過労死等の労災補償状況」】

脳・心臓疾患に関する事案は、平成29年度以降減少傾向にあります。ただし、1割減と大幅な改善はあまり見られないと考えられます。支給決定件数（「業務上」と認定した件数）は、「評価期間1か月」では「100時間以上～120時間未満」が最も多く、「評価期間2～6か月における1か月平均」では「80時間以上～100時間未満」が最も多いため、長時間労働が脳・心臓疾患に関する労災補償を生み出していることが考えられます。

#### 【長時間労働の実例】

国立病院機構都城医療センターにて時間外労働を月に150時間以上行っていた20代の男性職員が過労自殺をし、病院側を労基法違反の疑いで書類送検したという事例や、「うまい棒」を製造する菓子メーカー「リスカ」にて工場の従業員9人に対し1か月あたりの時間外労働が100時間を上回ったり、複数月の平均で80時間を超過したりし、最長で月に約120時間に及ぶ時間外労働をさせたため送検された事例もあります。

#### 【まとめ】

2024年4月から、36協定で定める時間外労働の上限の基準が、適用除外であった建設業・自動車運転業・医師に対しても一部特例つきで適用されることになりました。これまでは長時間労働の背景に、業務の特殊性や取引慣行の課題があったため除外となっていました。その猶予期間がいよいよ終了することになります。それに伴い、労働者の勤怠管理をより適正に行うべきであり、また長時間労働を減らすための工夫を各社していく必要があります。過労死等の労災補償状況においても、請求件数・支給決定件数ともに多い業種として「運輸業」「建設業」が上位にあり、これらの業種の働き方を改善していくのが得策だと考えられます。労働基準監督署の調査対策のために注意をしていくのではなく、労働者の健康のために今一度労働時間を見直してはいかがでしょうか。